

H30 沖居協第 19 号
平成 30 年 11 月 12 日

公益社団法人 沖縄県宅地建物取引業協会 御中
公益社団法人 全日本不動産協会沖縄県本部 御中
公益財団法人 日本賃貸住宅管理協会沖縄県支部 御中

沖縄県居住支援協議会
会長 嘉川 陽一
(公印省略)

平成 30 年度 新たな住宅セーフティネット制度 説明会のご案内

平素より、本県居住支援協議会の活動にご理解・ご協力を賜り感謝申し上げます。

平成 29 年 10 月 25 日に住宅セーフティネット法が改正施行され、民間賃貸住宅の空き家等を活用した、住宅の確保に特に配慮を要する方向け住宅の登録制度等を内容とする「新たな住宅セーフティネット制度」が創設されました。

施行後 1 年が経過し、居住支援法人などによる居住支援活動も広がっているところです。また、国においても一層の取組推進に向け、平成 30 年 7 月 10 日に住宅セーフティネット法施行規則を改正して登録申請手続を大幅に簡素化しています。

このような状況を踏まえ、新たな住宅セーフティネット制度の更なる普及・促進を図るため、「平成 30 年度新たな住宅セーフティネット制度説明会」を開催することとしました。

つきましては、業務多忙の折誠に恐縮に存じますが、貴会所属の不動産業者並びに賃貸住宅の家主様の派遣・参加方にご高配を賜りますようお願い申し上げます。

記

- 1 参加対象 : 賃貸人（家主様）、宅地建物取引業者、地方公共団体（住宅部局、福祉部局等）、福祉関係機関 等
- 2 日時・場所 : 裏面をご参照ください。
- 3 内容（予定） : 新たな住宅セーフティネット制度概要について
施行規則改正（登録住宅の登録要件緩和）について
沖縄県居住支援協議会の取り組みについて
居住支援法人の取り組みについて
- 4 参加費 : 無料
- 5 参加方法 : 別紙申込書に必要事項をご記入のうえ、FAX またはメールにより申込みが必要です。

～開催日時・場所～

※「中部地域」および「那覇南部地域」で開催いたしますので、お近くの会場にてご参加ください。

【中部地域】

- 1 日 時 : 平成 30 年 12 月 18 日 (火) 14 : 30～16 : 00 終了予定 (受付 14 : 00～)
- 2 会 場 : 中部合同庁舎 4 階 第 1・2 会議室 (沖縄市美原 1 丁目 6 番 34 号)
- 3 定 員 : 70 名
- 4 申込期限 : 平成 30 年 12 月 11 日 (火)

【那覇南部地域】

- 1 日 時 : 平成 31 年 1 月 15 日 (火) 10 : 00～11 : 30 終了予定 (受付 9 : 45～)
- 2 会 場 : 沖縄県産業支援センター 101 号室 (住所 : 那覇市宇小禄 1831 番地 1)
- 3 定 員 : 80 名
- 4 申込期限 : 平成 31 年 1 月 8 日 (火)

【申込先】 沖縄県居住支援協議会事務局
〒900-0029 那覇市旭町114番地7
沖縄県住宅供給公社 事業企画課 中村
電 話 : 098-917-2461 F A X : 098-917-2439
メー ル : kyojyu@ojkk.or.jp